

国家戦略特区等提案様式

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
長野県	世界に開かれた「人づくり」拠点～クリエイティブ・フロンティア構想～	<p>[取組1]海外人材・高度人材の活用・育成 ①小学校英語における特別非常勤講師制度の教授可能領域の拡大 ・平成32年度からの小学校における「外国語」の教科化に向けて、英語教育の質の向上を図る。 ・これにあたり、専門性の高い地域人材の積極的な登用を進めるため、特別非常勤講師制度を柔軟化する。</p>	<p>・次期学習指導要領に則した質の高い外国語教育を生徒が受けることができる。 ・多忙化が問題視されている小学校教員の負担が軽減される。</p>	<p>特別非常勤講師の教授可能範囲については、教科領域の一部に限られている。</p>	<p>教育職員免許法第3条の2一号</p>	<p>特別非常勤講師の教授可能範囲について、小学校の教科「外国語(英語等)」については、特別非常勤講師の授業力を育成することを条件に、教科領域の一部ではなく全領域を教授可能とする。</p>
		<p>②職業能力開発短期大学校からの大学への編入学 ・成長期待分野をはじめ、ものづくり分野で県内企業が産業競争力を維持・発展させていくため、地域の産業を担う人材の確保・育成を担う長野県工科短期大学校の魅力を高める。 ・これにあたり、職業能力開発短期大学校の専門課程を修了後、高度な知識、技能の習得を目指す意欲ある学生が大学へ編入学できるようにする。</p>	<p>・意欲ある学生の進路選択の幅を広げるにより、高度な技術者の養成が期待される。 ・大学等教育機関等のネットワーク化が推進され、県内産業界の求める人材を効率的、効果的に育成できる体制が構築される。</p>	<p>職業能力開発短期大学校から大学への編入学は、学校教育法第124条に規定される「他の法律に特別の規定があるもの」にあたり、認められていない。</p>	<p>学校教育法第124条(他類型の学校から大学への編入については、第108条第7項、第124条、第132条等)</p>	<p>特区内の職業能力開発短期大学校と大学が、編入学に関する協定を結んでいる場合は、大学への編入学を可能とする。</p>
		<p>③在留資格「医療」への変更許可申請に係る審査手続きの見直し ・看護系の大学等へ留学生として来日、来県した外国人が、卒業し資格取得後、県内においてその能力を活かして活用できる環境の整備を推進する。 ・これにあたり、在留資格の変更の審査には申請後一定の時間を要するところ、看護師国家試験の合格発表は3月下旬であり、結果を待ってからの申請では、他の日本人看護師と同様に4月1日から就労を開始できないため、在留資格の変更が円滑に行われるようにする。</p>	<p>・新年度となる4月1日から医療機関の勤務体制が確保される。 ・4月1日から日本人看護師と同等の労働条件で働けることにより外国人看護師のモチベーションが向上する。</p>	<p>在留資格「留学」及び「特定活動(就職活動)」から「医療」への変更許可申請には、日本の看護師の資格を有することを証明する文書(免状又は証明書等)の写しが必要となる。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第20条 同施行規則第20条第2項、別表第3</p>	<p>区域内に設置されている看護師養成機関における昨年度の看護師国家試験合格率が、全国平均を上回っている場合には、あらかじめ看護師試験等の受験票を添付して、免許以外の必要事項の審査を先行して実施し、その後、合格通知及び看護師免許申請書の写しを添付することにより、迅速に在留資格が付与されるようにする。</p>
		<p>④旅館・ホテル等における技能実習受入の拡大 ・本県において旅館・ホテル等で技能実習を行う外国人が、自国の発展を支える人材として活躍できるよう、日本のきめ細やかで高水準なサービスを身に着けた世界に通じるホテル従業員を育成する。 ・これにあたり、接客、案内、調理補助、配膳等の業務は技能実習1号のみが認められているところ。これら多岐にわたる業務は1年以上の実習期間では技術習得・向上が難しいため、客室清掃やベッドメイキング作業などの「ビルクリーニング作業」と同等程度に扱われるようにする。</p>	<p>・技能実習生が帰国後に自国の観光産業を支える人材として活躍することにより日本の国際貢献が果たされる。 ・日本のきめ細やかで高水準のサービスと技術の世界発信につながる。</p>	<p>技能実習2号への在留資格の変更は、旅館・ホテル等の場合、客室清掃やベッドメイキング作業などの「ビルクリーニング作業」に限定されている。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、技能実習制度推進事業等運営基本方針Ⅱ1の特例</p>	<p>旅館・ホテルの接客、案内、調理補助、配膳等の一連の業務を外国人技能実習制度に基づく、技能実習2号、3号移行対象職種とする。 その際、実習生の技能の習得・育成状況を受入企業が監理団体に提出すること等を技能評価制度に準じた措置として取扱う。</p>

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
長野県 長野県農業協同組合中央会	世界に開かれた「人づくり」拠点～クリエイティブ・フロントティア構想～	<p>⑤外国人農業人材の受入れに係る規制の特例措置(提案Ⅰ)外国人技能実習制度(農業分野)の要件緩和 野菜産地において実施されている耕種農業「畑作・野菜」の技能実習について、活動期間が4～11月頃に限定されるという特殊性を考慮し、実態に即した形態での受け入れを可能とする。</p> <p>(提案Ⅰ－1)実習を行わない期間の一時帰国と再入国 技能実習1号での技能習得活動期間が7ヶ月程度の短期間で、その後連続した期間における活動とならない場合であっても、技能実習2号での技能習熟活動を行えるよう、実習を行わない期間の一時帰国と再入国を認める。</p> <p>(提案Ⅰ－2)複数の実習機関での実習 監理団体の適切な監理の下、複数の実習機関での実習を認める。</p> <p>提案Ⅱ「農業支援外国人受入事業の活用」 ・専門技能を有する外国人の農業就労について長野県内一円での解禁を認める。 ・受入体制としては、JA長野県農協地域開発機構を派遣事業者とし、JA長野県グループがこれを支援する体制を想定。 ・県としては、関係市町村及び国関係機関と連携した指導体制を整備する。</p>	<p>・耕種農業「畑作・野菜」における技能実習は、栽培期間が限定された中、1号による技能習得活動で終了し、その後の2号による技能習熟活動につながらないため、栽培技術の修得に限界があることから、栽培技術の確実な修得が可能となることで、より高度な技能移転につながり、国際貢献として所期の目的が十分果たされる。</p> <p>・耕種農業「畑作・野菜」における技能実習は、栽培期間が限定された中、1号による技能習得活動で終了し、その後の2号による技能習熟活動につながらないため、栽培技術の修得に限界があることから、栽培技術の確実な修得が可能となることで、より高度な技能移転につながり、国際貢献として所期の目的が十分果たされる。</p> <p>・夏期の葉菜類の全国シェア9割を占める長野県の産地を維持することで、マーケットの期待に応える安定供給が果たされる。 ・高齢化が進み、農業就業人口が減少している中、中核的担い手の規模拡大とそれに伴った労働力が確保される。 ・長野県は全国をリードする高原野菜のみならず、りんごやぶどう等の果樹、施設花き、施設きのこなど、多様で高い技術力を有した農業生産が行われており、外国人材が望む多様な技術習得に幅広いパッケージで対応することができる。</p>	<p>技能実習2号への在留資格の変更は、技能実習1号の在留資格をもった外国人が連続して在留していることが前提とされている。 (一時帰国・再入国の可否は入国管理の際に個別に判断される)</p> <p>2号の在留期間の更新は本邦に在留する外国人でなければならない。</p> <p>1号での活動期間が9か月以下の場合、2号での活動期間は概ね1号の1.5倍以内とされているため、2号での実習期間は11か月程度しか認められず、当県が想定する2号活動期間(14ヶ月)に不足する。</p> <p>実習実施機関は、1号、2号を通じて一つの機関であることが前提とされている。 (実習実施機関を変更する場合は、実習生の責によらないやむを得ないケースにのみ許可)</p> <p>農業に係る在留資格の定めがないため、農作業に従事することを目的とした在留は認められていない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法〔第20条の2、同上第1項2 技能実習の在留資格の変更の特則〕 〔第20条の2第2項 技能実習の在留資格の変更の特則〕</p> <p>出入国管理及び難民認定法〔第21条 在留期間の更新〕</p> <p>出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令(変更基準省令) 〔第3条第28項〕</p> <p>出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令(変更基準省令) 〔第3条第3項〕 〔第3条第4項〕</p> <p>出入国管理及び難民認定法〔第2条の2第2項 在留資格及び在留期間〕</p>	<p>技能実習1号での在留資格をもっていた外国人が、在留資格の変更要件を満たしていれば、1号での活動を修了して一時帰国する期間が数ヶ月あった場合でも、技能実習2号への在留資格の変更を認める。</p> <p>予め技能実習計画に一時帰国を含む内容を位置づける等していれば、技能実習2号の期間更新にあたり、一時帰国と再入国を認める。</p> <p>従事しようとする技能実習の活動期間について、1号が9ヶ月以下の場合には2号の活動期間は1号の概ね1.5倍以内とする要件を外す。</p> <p>技能実習1号、2号ともに、複数の技能を習得しようとする場合には、一つの監理団体の責任のもと、総合的な実習実施計画に基づく複数の実習実施機関での実習を認める。</p> <p>一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する外国人が農作業に従事するための活動を、在留資格「特定活動」として認める。</p>
長野県		<p>[取組2]近未来技術の導入促進 ⑤気象測定検定に合格していない測器による測定結果の公表容認 ・企業・大学等が近未来技術の実証実験をしやすい環境を整備することにより、新たな製品の開発やビジネスの創出を促進する。 ・これにあたり、気象測定検定に合格していない測器等の使用を柔軟に認め、収集した気象に関する各種情報(特に雪に関するもの)を他者へ提供できるようにする。</p> <p>○技適マークがない無線通信モジュールの例外使用許可 ・企業・大学等が近未来技術の実証実験をしやすい環境を整備することにより、新たな製品の開発やビジネスの創出を促進する。 ・これにあたり、技術基準適合認証(技適マーク)や登録外国適合性評価機関による認証がない無線通信モジュール等を使用する機器等の使用を柔軟に認め、海外等の最新技術をいち早く活用した製品の研究、実証実験ができるようにする。</p>	<p>・大量の測器を用いる場合に、気象測定検定に合格した測器等を購入する費用又は検定を取得するための手続きや費用が削減され、データ収集が容易となり、研究開発が促進される。 ・最新技術の積極的な活用や、機器・技術の選定の幅の拡大等により、開発者の創意工夫が促進され、これまでにない製品の開発につながることを期待される。</p> <p>・最新技術の積極的な活用や、機器・技術の選定の幅の拡大等により、開発者の創意工夫が促進され、これまでにない製品の開発につながることを期待される。 ・海外の最新技術を用いて設計や実証実験が可能となることにより、国内市場のみならず海外市場への展開を視野にした製品の輩出に繋がる。</p>	<p>気象観測を行って他者にその情報を提供する場合、気象観測施設設置の届出とともに、検定に合格した測定機器の使用、又は自社で開発した機器を検定に合格させる必要がある。</p> <p>電波を発する機器を屋外で使用する場合は、原則免許の取得が必要となる ・この際、技適マーク又は登録外国適合性評価機関による認証があれば、免許審査手続きの一部を省略や届出または免許の不要化等の措置がある。</p>	<p>気象業務法第6条、第9条、第28条他</p> <p>電波法第4条</p>	<p>特区区内において、民間事業者が、気象測器を大量に使用して気象観測を行う場合は、次の条件を付して、成果の発表を認める。 ・観測項目は、気温、路音、降雪量に限定するkとお ・気象測器検定は、構造検査、器差検査とともに、使用する気象測器から任意抽出して実施され、合格していること ・成果の発表に当たっては、上記の検査方法により気象測器検定を行ったものである等の注意表示を行うこと</p> <p>国家戦略特区の既存規制改革メニューの活用 ・特定実験試験局 ・近未来実証実験ワンストップ</p>

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
長野県	世界に開かれた「人づくり」拠点～クリエイティブ・フロントティア構想～	<p>[取組3]持続可能な公共交通システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の減少による路線バスの廃止が相次ぎ、足腰の弱った高齢者にとってはドアtoドアで輸送できるタクシーの重要性は年々高まっている。 ・中小企業が多く経営基盤が弱いタクシー事業者に対し、観光対応や経営努力による収益力の向上を促し、タクシー業界全体の活性化を図るため、次の取組を行う。 <p>(タクシーによる貨客混載の推進)</p> <p>⑦実施地域の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域以外の山間地域においても、貨客混載事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨客混載事業の実施による収益力及び効率性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行区域が過疎地発着となっており、過疎地以外の中山間地を抱える長野県においては実施できない地域が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の要に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業のように供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(H29.8.23北陸運輸局長公示第33号)3(1)③(i) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域の過疎地を撤廃する。
		<p>(タクシーによる貨客混載の推進)</p> <p>⑧台数及び運行管理者の選任要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域、中山間地を営業区域とする小規模事業者も、貨客混載事業に算入しやすくする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨客混載事業の実施による収益力及び効率性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在5両未満で運行管理者の選任を要しないタクシー事業者であっても、貨物運送の規定のため車両の増台と運行管理者の選任が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の要に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業のように供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(H29.8.23北陸運輸局長公示第33号)3(1)③(i)、3(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のまま貨客混載事業を行えるよう、台数及び運行管理者の選任要件を緩和する。
		<p>(タクシー運賃制度の柔軟化)</p> <p>⑨発着地の柔軟化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客等が、滞在先のホテルを発着地として、定額料金で観光周遊ができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃設定の変更によるタクシー事業者の負担軽減及び利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額運賃の発着地点が駅等の「恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設」に限定されており、その中にホテル等宿泊施設は含まれていないため宿泊者はホテル前から観光に出発できない。 ・当該料金設定は点から点での設定になるため、仮にホテルが認められても現状では1軒1軒を地点として設定しなければならないため、実施が進まない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(H14.7.1北陸運輸局長公示第14号)1(1)ハ①、1(5)イ③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額運賃の発着地点にホテル等宿泊施設を含める。 ・発着地点を点だけでなく複数の宿泊施設で構成する「ホテル群」等エリア設定を認める。
		<p>(タクシー運賃制度の柔軟化)</p> <p>⑩迎車料金の徴収可能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、観光客等が、時間制運賃でタクシーを利用する際に、迎車料金を徴収できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原価回収を確実化し事業者のモチベーション向上及び広域観光への展開につなげる(繁忙期共助のため営業区域の再編(広域化)が進み迎車距離、区間が長くなる傾向にあり、また迎車料金が確保できれば越前等広域的観光振興につながる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間制運賃については「お客様の指定した場所に到着した時から、旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算出する」と規定されており、営業所からお客様の指定場所までに要する費用の徴収が認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(H14.7.1北陸運輸局長公示第14号)2(2)ロ① 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間制運賃の料金設定を、営業所を出た時から一定の時間(例 30分単位)での原価回収を認める。
		<p>(タクシー運賃制度の柔軟化)</p> <p>⑪普通車区分の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある程度大きく、ゆったりとした車両を、比較的安く観光客等に対して提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車種区分設定の変更によるタクシー事業者の負担軽減及び利便性向上(タクシー事業者の財政基盤健全化及び利用者へのラグジュアリー感効果) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型車は運賃が高く、導入しても流しでは利用者が掴めないため予約に限られてしまいコストパフォーマンスが非常に悪い。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(H14.7.1北陸運輸局長公示第14号)3別表① 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型車区分における排気量を「2リットル」から「3リットル」に変更する。